

核医学診療推進国民会議 細則

(正会員)

- 第1条 正会員は、平等に表決権を持って、会員総会に出席し、意見を述べ、表決をすることができる。
- 2 会員総会に欠席した正会員は、後日その資料を請求できる。
 - 3 正会員は、届出た連絡先等に異動が生じたときは、遅滞なく、会長に届出なければならない。

(賛助会員)

- 第2条 賛助会員は、会員総会において、正会員と同様に出席して意見を述べることができる。
- 2 正会員に送付される通知(メールを含む)は、賛助会員にも送付される。
 - 3 会員総会に欠席した賛助会員は、後日その資料を請求できる。
 - 4 賛助会員は、届出た連絡先等に異動が生じたときは、遅滞なく、会長に届出なければならない。

(一般会員)

- 第3条 本会の目的に賛同し、入会した個人もしくは団体のうち、一般会員として本会に参画する者は、第4条に規定される会費は免除される。
- 2 一般会員は、会員総会に出席できるが、表決権は有しない。
 - 3 一般会員は、届出た連絡先等に異動が生じたときは、遅滞なく、会長に届出なければならない。

(会費)

- 第4条 正会員の会費は年額3千円、賛助会員の会費は年額一口5万円とし、事業年度の途中で入会した場合も同額とする。
- 2 前項に定める会費の金額を変更する場合は、理事会で議決し、会員総会に報告しなければならない。
 - 3 既納の会費は返還しない。

(細則の変更等)

- 第5条 本細則は、理事会において変更することができる。
- 2 理事会は、前項に定める本細則の変更があったときは、会員総会に報告しなければならない。
 - 3 本細則に定めのない事項は、その都度、理事会で決定する。

制 定 平成29年 7月 7日